

令和 7 年度静岡県農薬危害防止運動実施要領

第 1 目的

農薬取締法、毒物及び劇物取締法等の関係法令に基づき、農薬の適正な販売、安全かつ適正な使用、管理及び農薬使用者の自発的な知識、理解の向上等を推進するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省の指導の下、関係諸団体の協力を得て、「農薬危害防止運動」を実施し、農薬による危害防止、安全な農産物の生産・供給及び環境に配慮した病虫害防除対策に資することを目的とする。

第 2 名称

令和 7 年度静岡県農薬危害防止運動（以下「運動」という。）

第 3 実施期間

令和 7 年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの 3 か月間とする。

ただし、各地域の実情に応じて実施期間を適宜設定し、延長することは差し支えない。なお、第 7（4）の農薬立入検査等による指導は、年間を通じて計画的に実施するものとする。

第 4 運動のテーマ

農薬販売者や農業者、地方公共団体の施設管理部局等、施設の植栽管理の防除業者等農薬を使用する者及びゴルフ場関係者等（以下「農薬使用者」という。）に対して以下のテーマを定める。

＜農薬販売者＞

- (1) 農薬は適正に保管管理する。
- (2) 法律に定められている帳簿を整備し、正確に記帳する。
- (3) 農薬購入者に的確かつ十分な情報を提供する。
- (4) 農薬を適正に販売する。
- (5) 販売禁止農薬の自主回収に協力する。
- (6) インターネット等を利用した農薬の販売においても、適正な手続を行う。
- (7) 農薬として使用できない除草剤の販売に対して指導する。

＜農薬使用者＞

- (1) 登録された農薬を購入・使用する。
- (2) 農薬を使用する場合には、「農薬を使用する者が遵守すべき基準」（以下「農薬使用基準」という。）を遵守する。
- (3) 農薬使用前に農薬のラベルに記載された適用作物名、希釈倍数、施用量、使用時期及び総使用回数を必ず確認し、適正に使用する。
- (4) 農薬による危害防止や悪用を防止するため、農薬は鍵のかかる場所に保管する等、適切に保管管理し、誤飲等の中毒事故防止に努める。

- (5) 散布に使用した器具・容器等、特に農薬が残留している可能性のある部分は十分に洗浄を行う。
- (6) 農薬使用を帳簿に記帳するよう努める。
- (7) 農薬使用の際には、体調を整え、防護装備を着用する。
- (8) 基本、農薬の混用を行わないようにする。やむを得ず、使用の段階で農薬と他の農薬等（肥料等を含む）を混用して使用する場合には、ラベルに他の農薬等との混用に関する注意事項が表示されている場合は、当該注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、知見のない組合せの混用を行わないように指導する。
- (9) 周辺農作物、環境及び周辺住民に影響を与えないよう、以下の点を十分注意して使用する。
 - ア 農薬を使用する場合、周辺農作物への農薬の飛散影響を防止する。
 - イ 住宅地に近接する生産現場では上記の農薬飛散影響低減対策を講じるとともに、周辺住民に対して事前に看板や書面等により周知に努める。
 - ウ 水田で農薬を使用する場合は7日間止水する。
 - エ クロルピクリン等土壌くん蒸剤を取扱う場合、表示された使用上の注意事項を遵守し、適切な材質、厚さの資材を用いて、被覆を完全に行う等、薬剤の揮散に十分注意する。また、施用後の作業管理を十分に行い、周辺住民への被害防止に努める。
 - オ 養蚕が行われている地域では、養蚕関係者、農薬使用者、農業団体等の連携を強化し、事前に農薬使用の情報提供等十分な危害防止対策を講ずる。
- (10) 学校、保育所、病院、保健所等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、森林、家庭菜園及び市民農園等においては、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず、定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害や雑草の発生の早期発見に努め、農薬以外の防除対策を優先し、農薬使用回数及び量を削減する。農薬を使用する場合も誘殺・塗布・樹幹注入等散布以外の方法を活用し、やむを得ず散布する場合は最小限の区域に止める。また、事前に周辺住民に対して十分な周知に努める。特に、散布日・時間帯に最大限配慮する。

また、農薬の飛散防止のため、フェロモントラップ（捕虫器）の使用は有効であるが、野鳥を誤って捕獲しないよう、十分注意し、使用期間終了後には速やかに取り外しを行う等、適切に管理する。
- (11) 無人航空機（無人ヘリコプター及び無人マルチローター）については、「航空法」の一部改正により、農薬散布等に無人航空機を利用する場合には、事前に国土交通大臣の許可・申請を受けることが必要になったため、必要な手続を行う。また、無人航空機による空中散布等を行う場合、関係法令等に基づいた適正な実施及び危害防止に万全を期するとともに、作業関係者の安全に留意する。万が一、事故が発生した場合は、速やかに県等関係機関に連絡する。
- (12) 毒性の強い農薬を使用することが多い倉庫などでのくん蒸、周辺への影響を配慮

すべき航空散布（有人航空機及び無人ヘリコプターでの散布）及びゴルフ場で農薬を使用する場合は、農薬使用計画書を農林水産大臣へ提出する。

- (13) 散布液は必要な量だけを調整し、不要になった農薬、散布に使用した器具・容器を洗浄した水及び種子消毒剤等の廃液は、水域の生活環境動植物に甚大な影響を与えることのないよう、河川等に流さず、適正に処理する。
- (14) 不要農薬及び農薬の空容器及び空袋は産業廃棄物に該当することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に処理する。
- (15) 農薬使用者は農薬散布前後の健康管理に留意する。
- (16) 病害虫の発生状況を的確に把握し、適期防除、効果的・効率的な防除に努める。
- (17) 農薬を使用する場合には、併せて利用可能なすべての防除技術を経済性に考慮しつつ慎重に検討し、病害虫及び雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じる総合的病害虫・雑草管理（IPM）を活用した防除に努める。
- (18) 「国際水準GAPガイドライン」等を参考に、各生産地で取り組まれている生産工程管理の点検項目に農薬の適正使用に関する取組を積極的に組み込む。
- (19) 特定防除資材の検討対象としないこととなった資材のうち、「名称から資材が特定できないもの」及び「資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水域の生活環境動植物に害を及ぼすおそれがあるもの」に分類されたものは、使用をしない。

第5 重点指導項目

第4の運動テーマのうち、以下の項目について、近年継続して農薬の使用に伴う事故被害等が発生していることから、重点的に指導すること。

- (1) 農薬ラベルによる使用基準の確認と使用履歴の記帳の徹底（第4の＜農薬使用者＞の(3)及び(6)）
- (2) 誤飲、盗難防止に向けた適切な保管管理の徹底（第4の＜農薬使用者＞の(4)）
- (3) クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤使用時の適切な取扱い（第4の＜農薬使用者＞の(9)のエ）
- (4) 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策（第4の＜農薬使用者＞の(10)）
- (5) 不要農薬及び農薬の空容器の適切な処理の徹底（第4の＜農薬使用者＞の(13)及び(14)）

第6 推進体制

- (1) 県は市町と協力して運動を推進する。
- (2) 毒物・劇物を取り扱う農薬販売者に対しては、農林事務所は保健所と合同の立入検査を実施する。なお、合同の立入検査の結果、指摘した違反の事実については、相互に一層の情報の共有化を図る。また、立入検査以外で違反に関する情報を得た場合は、相互に情報交換を実施する。

(3) 農薬危害防止運動推進会議

県は、運動を円滑に推進するため、推進会議を開催する。

＜推進会議のメンバー＞

くらし・環境部、健康福祉部、経済産業部、県農業協同組合中央会、県経済農業協同組合連合会、県農薬卸商組合、県農薬商組合連合会、全国農薬安全指導者協議会静岡県支部、県ゴルフ場協会、県植物防疫協会、県無人航空機農林事業推進協議会

(4) 地域推進会議

農林事務所及び保健所は、市町、農業団体等関係機関を招集して地域推進会議を開催し、地域における運動を推進する。

(5) 関係機関等の実施事項

農業団体等の関係機関は、農薬販売者、農薬使用者に対して運動のテーマの周知徹底を図る。

第7 活動内容

(1) 推進活動

ア 広報誌等による広報

県、市町、農業団体、農薬販売者は、インターネットや広報誌等を通じて農薬危害防止運動の目的、内容等の広報を行う。

イ 印刷物の配布

ポスター、チラシ等の各種印刷物を市町、関係諸団体に配布し、農薬販売者、農薬使用者に対して運動のテーマの周知徹底を図る。

(2) 講習会の開催

ア 中央講習会の開催

各地域の指導者等を対象にした講習会を開催し、運動の趣旨の徹底を図る。

期 日：農林事務所及び保健所が別に指定する日

対 象：市町、農業協同組合、農薬販売者、農薬使用者

実施主体：農林事務所、保健所

講習会の内容：重点指導項目

- ・農薬使用基準の遵守の徹底
- ・農薬の保管方法の周知
- ・周辺農作物への農薬の飛散影響防止対策の指導
- ・住宅地等における農薬使用の留意事項の周知
- ・空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の周知
- ・不要農薬、空容器の適切な処理方法の周知
- ・農薬取締法、毒物及び劇物取締法等関係法令の周知
- ・農薬の特性及び取扱いの指導
- ・病虫害発生予察情報、総合的病虫害・雑草管理（I P M）を活用した防除の

啓発

- ・無登録農薬や除草剤（農薬以外の薬剤で除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令に定めるもの）の使用禁止の徹底

イ 地域講習会の開催

各地域の農薬使用者等を対象に、各地域独自の講習会等を開催し、農薬安全使用の推進を図る。

対 象：農薬使用者

実施主体：農林事務所、農業協同組合、農薬販売者

(3) 農薬保管総点検運動

「農薬保管総点検運動実施について」に基づき、農薬販売業者、農薬使用者等が農薬の保管状況を自ら点検するため、「農薬保管一斉点検の日」を定め、農薬の適正な保管管理に対する自覚を促す。

期 日：令和7年6月17日（火）

実施主体：経済産業部、農業協同組合、農薬販売者、農薬使用者

(4) 農薬立入検査等による指導

ア 農薬販売者等の立入検査等

農林事務所及び保健所は、農薬販売者、農薬使用者等に対する立入検査等を実施し、運動のテーマの周知徹底を図る。

イ 農薬使用者等の農薬使用状況記帳指導及び実態調査

農林事務所は、農薬使用者に対する農薬使用状況記帳指導及び実態調査を実施し、記帳に係る意識の醸成を図るための指導を行う。

ウ 農薬使用者への農薬適正使用指導

農薬販売者は、通常の業務を通じて、農薬使用者に対する農薬の適正な使用及び保管管理の指導に努める。

(5) 実施活動及び取組に係る検証の実施

農薬による危害の防止、農薬の適正使用に係る指導、普及啓発のために実施した活動取組状況等について、実施の効果や成果を検証し、次回以降の運動の実効性を高めるよう努めること。

第8 実施計画・実績の報告

本運動の実施計画（実績）を、(1)、(2)については経済産業部農業局食と農の振興課、(3)は健康福祉部生活衛生局薬事課あて報告する。

(1) 農林事務所及び関係団体

ア 提出様式

(ア) 農林事務所 様式1

(イ) 関係実施団体 様式2

イ 提出期限

(ア) 実施計画 別に指定する日

- (1) 実績 農薬危害防止運動月間：9月末日まで
 年間の運動実績：実施年度の翌年度の4月3日まで
 - (2) 病虫害防除所
 - ア 提出様式 様式3
 - イ 提出期限 9月末日まで
 - (3) 保健所
 - ア 提出様式 様式6
 - イ 提出期限 9月末日まで

第9 その他

この要領に定めのない事項については、別に定める。